

議題 1

都市景観資源に ついて

.....

第62回都市景観委員会
R3.12.27 (Mon)

計画調整局 計画部
都市計画課（都市景観）

◆ 都市景観資源の登録について 1/2

1 都市景観資源の定義

市民等に親しまれ、かつ、良好な都市景観の形成上の価値を有すると認められる建築物等、樹木等の有体物若しくは公共施設又はこれらと一体となって都市景観を形成している土地その他の物件を都市景観資源として登録するもので、都市景観委員会の意見聴取を経て、市長が登録を行うもの。（条例第33条）

2 都市景観資源の対象物

- ◆ 建築物等
 - ： 建築物（歴史的建築物、現代建築物）
 - ： 工作物（橋梁等の土木構造物を含む）
 - ： 建築物群（物件を特定できるものを対象とする）
- ◆ 公共施設
 - ： 道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、緑地、運河等
- ◆ 樹木等
 - ： 樹木
 - ： 並木、生垣、樹林等
 - ： モニュメント
- ◆ 複合物
 - ： 上記が一体となって都市景観を形成している土地又は物件
 - ※ 期間（季節、時間等）限定的な物件についても対象とする

3 都市景観資源の考え方

（１）建築物群の考え方

大阪市都市景観条例第33条第1項では、「建築物等、（中略）又はこれらと一体となって都市景観を形成している土地その他の物件」となっていることから、建築物群として対象となる物件が特定できるものは、都市景観資源の対象とする。

（２）複合物の考え方

建築物その他の工作物、樹木等と一体となって都市景観を形成している複合物については、それらが物件として特定できるものを都市景観資源の対象とする。

（３）期間限定的な物件の考え方

季節限定的な物件（桜並木など）や時間限定的な物件（ライトアップされた橋）など、期間限定的な物件についても都市景観資源の対象とする。

4 登録にあたっての評価基準

(1) 必須要件

- 次の要件すべてを必ず満たすこと
 - 市域内にあるもの（区域内にあるもの）
 - 市民・区民等が道路や、その他の公共的な場所から容易に望見できること
 - 物件が特定できること
 - 建築単体については、明らかに建築基準法に違反しているものでないこと。
(既存不適格を除く。)
 - 原則として区からの推薦のあること
 - 公共団体の所有する物件について、処分等の方針が確定していないこと

(2) 評価基準

- 都市景観資源候補の個別カルテ等を客観的指標として、次の評価基準を基に 都市景観資源として相応しいかどうかを総合的に審査する

① 認知性

- ・市民等による認知度・親近度の高低、共有性

② 美観性

- ・建築物等の特筆すべき形態・意匠の有無
- ・建築物等の形態・意匠の美しさ
- ・周辺との調和

③ 地域性

- ・地域におけるシンボル性、ランドマーク性の高低
- ・維持保全活動等の地域活動の有無
- ・地域の特徴ある生活環境への貢献度

④ 歴史・文化性

- ・建築物等の歴史性、歴史的背景等
- ・文化への貢献度合い